

平成 29 年度第 5 回船橋市行財政改革推進会議
意見要旨

議題 2. 行政サービス改革の取組について（指定管理者制度）

- どうすればより少ないコストでより良いサービスができて、それが住民のニーズにかなうのかということや、どのぐらい業務を効率化できるかということの検討・評価を行わないまま指定管理者制度の話をしていくと、結局インプットを削減するために常勤を非常勤に変える、という人件費を削るだけの対応で終わってしまう。
- 指定管理者制度という選択肢も含め、全体の中長期的な計画や行財政運営の見通し、必要なサービスを限られた予算でどう回していくのか、という全体像について考えてみる必要があるのではないか。
- 直営を前提にすると、公共施設の一つの選択肢である集約化や民間譲渡の議論が進まなくなり、公共施設等総合管理計画の議論についても進みにくくなるおそれがある。
- 船橋市は「ヒト（人員体制）・モノ（公共施設）・カネ（財政）」の関係がうまくつながっていないので全体像が見えてこないように感じる。これらをつなげて全体のグランドビジョンとして、指定管理者制度を導入すべきなのか、直営で残していくべきなのかという計画が必要であると感じる。
- 指定管理者制度の導入については、コスト削減のみではなく、民間のノウハウを行政のサービス面の向上に使っていく、つまりコストパフォーマンスをいかに上げるかという観点で考えていくべきである。
- 施設全体・サービス全体について指定管理者制度導入の是非や適性を評価するための指標をつくってはいかがか。
- 今後、会計年度任用職員という形で同一労働同一賃金の時代が来る中で、これまでのように非常勤職員・臨時的任用職員でコストを抑えるという考え方は難しくなる。
- 指定管理者制度の導入は、外向けには住民への行政サービスの向上であり、内向けには一つの業務改革として捉えるべきである。
- サービスの提供は民間が担い、企画・監視・チェックは行政が担って企画力と監視力を常に絶やさないようにすることが PPP の基本である。従来の業務委託のように物や人工を買うという発想から、民間が提供するサービスを公共が買い上げるという発想に転換すれば、問題なく制度を導入できるのではないか。
- 指定管理者制度の導入によるコストの削減は、いつまでも続くものではないため、業務改善の一つとして考えるべきである。

- 指定管理者制度を導入するということは、行政職員が民間企業の行動原理や、市民の活動といった部分にまで詳しくなる必要があるということであり、そういったところまで視野を広げてマネジメントしていくことが求められる。
- 行政が直営で管理していた方が市民の声は率直に伝わる。アウトソーシングなど行財政改革を進めていく上では、サービスの質と財政効率化のバランスをしっかりと守っていただきたい。